

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

世界的な自動車産業の集積地である西三河地域に属する知立市は、多くの自動車関連の中小企業が立地しており、事業所数・従業員数・製造品出荷額において、輸送機械産業が多くの割合を占めている。

当市の人口は令和6年4月時点で約72,000人であり、人口は増加傾向にあるがその増加幅は徐々に縮小しており、令和12年頃をピークに減少に転じることが予測され、同時期に生産年齢人口も減少に転じることが予想される。また、当市の地域経済を牽引する輸送機械産業を始めとする中小企業においては人手不足が常態化し、新たな仕事を受注できないという機会損失が発生している。

当市では、中小企業の振興について、基本理念を定めた「知立市中小企業振興基本条例」を平成25年に策定し、この条例に基づき、中小企業振興施策を調査研究するため、知立市中小企業振興会議を設置している。現在、当市の産業政策には労働生産性の向上、人手の確保を支援する取り組みはなく、振興会議においてもこの課題に対する施策が必要であると指摘されており、早急な対応が求められている。

(2) 目標

当市では前段のとおり労働力不足が課題になっている。市は、本計画にもとづいて先端設備導入を促すことで、市内事業者の先端設備の導入を進め、労働生産性が向上することにより、この課題に対応することを本計画の目的とする。この目的を達成するため2年間で30件の先端設備等導入計画を認定することを目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者が年平均3%向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の幅広い設備投資を支援する観点から、本計画において、対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内の産業は広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り多様な業種が知立市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、業種が多様なため、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 認定に当たっては、導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることが出来るものとする。